

佐賀県告示第 127 号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 27 年佐賀県条例第 52 号）第 8 条第 2 項の規定により、令和元年度木材業者及び製材業者の登録事項を次のとおり変更した。

令和元年 12 月 13 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

木材業者					
登録番号	登録年月日	所在地		名称	代表者氏名
佐木神第3号	令和元年6月20日	変更前	神崎市脊振町広滝547番地 8	佐賀東部森林組合	代表理事組合長 山口 三喜男
		変更後	"	"	代表理事組合長 森崎 三善

製材業者					
登録番号	登録年月日	所在地		名称	代表者氏名
佐製神第2号	令和元年6月20日	変更前	神崎市脊振町広滝547番地 8	佐賀東部森林組合	代表理事組合長 山口 三喜男
		変更後	"	"	代表理事組合長 森崎 三善